

北但ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針の公表について

北但行政事務組合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第5条第1項の規定に基づき、北但ごみ処理施設整備・運営事業の実施に関する方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表します。

平成24年10月30日

北但行政事務組合

管理者 中 貝 宗 治